

目 次

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について | 1 |
| ○ 平成 27 年度事業計画及び予算について | 2 |

公告第 6 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 27 年 2 月 27 日招集の第 154 回組合会において議決され、平成 27 年 3 月 11 日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成 27 年 3 月 31 日付け総行福第 87 号をもって認可されたので公告する。

平成 27 年 4 月 10 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

第 1 条 長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項（一）の表中「1,000 分の 54.00」を「1,000 分の 56.75」に、「1,000 分の 2.70」を「1,000 分の 2.40」に改め、同項（二）の表中「1,000 分の 43.20」を「1,000 分の 45.40」に、「1,000 分の 2.16」を「1,000 分の 1.92」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 108.0」を「1,000 分の 113.5」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 26 年度」を「平成 27 年度」に、「1,960 円」を「1,970 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 43.20」を「1,000 分の 45.40」に、「1,000 分の 2.16」を「1,000 分の 1.92」に改める。

附則第 15 項の次に次の 2 項を加える。

16 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 40 条第 1 項の規定の適用については、同項（一）の表中「1,000 分の 2.65」とあるのは、「1,000 分の 2.00」と、同項（二）の表中「1,000 分の 2.12」とあるのは、「1,000 分の 1.60」とする。

17 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における附則第 2 項の規定の適用については、同項の表中「1,000 分の 2.12」とあるのは、「1,000 分の 1.60」とする。

第 2 条 長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 41 条中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。

附則第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第 14 項中「及び財形経理」とあるのは、「経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。

附 則

1 この変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

2 変更後の第 40 条第 1 項、第 40 条の 2 及び第 41 条の 2 並びに附則第 2 項、附則第 16 項及び附則第 17 項の規定は、平成 27 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 7 号

平成 27 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 27 年度事業計画及び予算については、平成 27 年 2 月 27 日招集の第 154 回組合会において議決されたので公告する。

平成 27 年 4 月 10 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹